

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付要綱  
(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金（以下「補助金」という。）の交付について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行い、四街道駅又は物井駅を経由する路線バス（高速バス除く）を運行する者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行い、市内に本店又は営業所を置く者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行い、市内に本店又は営業所を置く者をいう。

(交付目的)

第3条 この補助金は、物価高騰等による経費増や深刻化する運転手不足により更なる負担が強いられている公共交通事業者に対し、運転手確保に向けた取組に要する費用の一部を補助することで、市民等の移手段の維持確保を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に実施した事業を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、本補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、1事業者につき100万円を上限額とする。
- 3 補助対象者は、次の要件をすべて満たしていなければならないものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 関係する法令等の規定を遵守していること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきであると認めるときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに補助事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第8条 市長は前条の規定により申請があり、その内容を審査した結果、補助金の交付を変更等することが適当であると認めるときは、補助金変更決定通知書（様式第2号）により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金交付確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日に施行し、令和7年度予算に適用する。

(失効等)

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1	2	3	4
補助事業	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費
運転手募集事業	路線バス事業者	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日	運転手採用のための募集活動における宣伝広告（求人広告掲載、ホームページ・チラシ作成等）に要した費用 （消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額除く）
	貸切バス事業者		
	タクシー事業者		
運転手養成事業	路線バス事業者		従業員（内定者含む）の大型二種免許又は普通二種免許取得（受験資格特例教習含む）に要した教習費用 （消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額除く）
	貸切バス事業者		
	タクシー事業者		

## 備考

- 1 補助事業は、市内における公共交通サービスの維持に関連する取組を対象とする。
- 2 補助対象経費の額は、補助対象経費に対して他の同種の補助金等を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額とする。
- 3 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

令和 年 月 日

四街道市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付申請書

下記のとおり令和7年度四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金の交付を受けたいので、  
四街道市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の申請額 金 円

2 補助事業の経費の配分

事業種目	事業費	負担区分		
		市補助金	その他	自己負担
運転手募集事業	円	円	円	円
運転手養成事業	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

- 3 添付書類
- (1) 事業計画書
  - (2) 実施内容及び支払見込額が確認できる書類（見積書の写し等）
  - (3) 本店又は営業所の所在が分かるもの ※貸切バス・タクシー事業者
  - (4) 誓約書兼同意書
  - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係、第8条関係）

四街道市く指令第 号

令和 年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付（変更）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金の交付（変更）申請については、下記のとおり決定したので、四街道市補助金等交付規則第6条（第8条の2第2項において準用する第6条）の規定により通知します。

記

1 交付（変更）決定額 金 円

2 交付の条件

- （1）四街道市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- （2）補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、補助事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- （3）補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- （4）規則第16条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しにより、補助金の返還の請求を受け、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第17条の規定により、延滞金を市に納付する。
- （5）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- （6）補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返納すること。
- （7）補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておくこと。

令和 年 月 日

四街道市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助事業変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け四街道市く指令第 号で交付決定された補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、四街道市補助金等交付規則第8条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更後の交付申請額 金 円
- 3 変更の内容
- 4 変更後の経費の配分

事業種目	事業費	負担区分		
		市補助金	その他	自己負担
運転手募集事業	円	円	円	円
運転手養成事業	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

- 5 添付書類 (1) 事業変更計画書  
(2) 実施内容及び支払見込額が確認できる書類（見積書の写し等）  
(3) その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

四街道市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け四街道市く指令第 号で交付決定された補助事業が完了したので、  
四街道市補助金等交付規則第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円  
2 補助事業の成果  
3 補助事業の実績

事業種目	事業費	負担区分		
		市補助金	その他	自己負担
運転手募集事業	円	円	円	円
運転手養成事業	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

4 補助事業完了期日 令和 年 月 日

- 5 添付書類 (1) 事業報告書  
(2) 実施内容及び支払額が確認できる書類（領収書の写し等）  
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

四街道市く達第 号

令和 年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け四街道市く指令第 号で交付決定した令和7年度四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金については、四街道市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額

金

円

様式第6号（第11条関係）

令和 年 月 日

四街道市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付請求書

令和 年 月 日付け四街道市く達第 号で交付確定された令和7年度補助金として、下記金額を四街道市補助金等交付規則第14条の規定により請求します。

記

交付請求額 金 円

振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協		支 店 出張所							
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号							
	口座名義人	フリガナ								

様式第1号（様式第3号） 別添

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助事業実施（変更）計画書

1 連絡先

会社名			
部署・職・担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 実施（変更）計画

運転手募集事業				
実施内容	実施期間	対象経費A	消費税額	総額
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
合 計		円	円	円

運転手養成事業					
対象者氏名	取得免許	教習期間	対象経費B	消費税額	総額
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
合 計			円	円	円

3 交付（変更）申請額

(対象経費A + 対象経費B) × 1/2 = 

--

 円

令和 年 月 日

四街道市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
連絡先

誓約書兼同意書

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金交付要綱の規定に基づく四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は全て事実と相違はありません。
- 2 誓約及び同意した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。
- 3 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、将来においても該当しません。
- 4 市税に未納がないことを確認するため、関係部署に照会することについて同意します。
- 5 四街道市から関係書類の提出指導、調査等の求めがあった場合、速やかに応じることに同意します。

様式第4号 別添

四街道市地域公共交通事業者運転手確保補助事業報告書

1 連絡先

会社名			
部署・職・担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 事業報告

運転手募集事業				
実施内容	実施期間	対象経費A	消費税額	総額
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
	～	円	円	円
合 計		円	円	円

運転手養成事業					
対象者氏名	取得免許	教習期間	対象経費B	消費税額	総額
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
		～	円	円	円
合 計			円	円	円

3 交付申請額

(対象経費A + 対象経費B) × 1/2 = 円